

共同声明(仮訳)  
第 57 回日米財界人会議  
～パンデミック下における日米産業界の優先事項を再定義する～  
日米経済協議会／米日経済協議会  
シスコ WebEx によるバーチャル会議  
2020 年 10 月 27 日(米国時間)／10 月 28 日(日本時間)

日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)のメンバーは、10 月 26 日・27 日(米国時間)、10 月 27 日・28 日(日本時間)、第 57 回日米財界人会議を、「パンデミック下における日米産業界の優先事項を再定義する」をテーマとして、会議史上初となるバーチャル形式にて開催した。新型コロナウイルスの感染拡大は、ビジネスや社会に甚大な影響を及ぼしており、地政学的・経済的緊張が高まるなかで経済的な格差や社会の分断、更には国際秩序の混乱を浮き彫りにした。本会議には日米両国からビジネスリーダーが出席し、感染拡大によって明らかとなったリスクを軽減する責任を引き受けるだけでなく、今回の危機を、二国間の協力関係やビジネスの強靱性を向上させ、より開かれたグローバルな経済環境を促進し、多様性と包摂性に富む文化や持続可能な経済成長を促進する好機とすることを確認した。

両協議会は、極めて不確実な時代において、日米の継続的な協力関係は、世界に安定をもたらす決定的な力であり続けること、そして自由、法の支配及びその他の民主主義における永続的な諸原則を一貫して優先する有志国との協力の下で維持されるものと信じている。両協議会は、以下の提言を実現することが、複雑且つ競争の激しい環境に対処する我々の共同の能力をさらに高めるものと考えている。

1. 将来の危機により良く対処するためのビジネスの強靱性とイノベーションを推進するとともに、日米の民間セクターの協力を促進する政策を支持する

新型コロナウイルスの感染拡大は、サプライチェーンの強靱性を高め、危機により明らかとなったリスクを軽減するうえで官民が協力することの必要性を再認識させた。また、それは、経済社会活動の制限の度合いに関わらず、財サービスの流通を円滑にし、医療サービスの提供や生活の質を向上させ、労働力の大部分、引いては経済そのものを維持する上で果たしたイノベーションの役割やデジタル技術の力をも浮き彫りにした。両協議会は、両国政府に対し、新型コロナウイルスがもたらした世界的危機に対処するための措置を優先的に講じること、例えば、より強靱な社会を構築すると同時に長期的な財政の持続可能性を確保するための未来志向の取り組みを奨励する。両協議会は、日米両国に対し、特に以下の対応をとるよう提言する。

- 経済の強靱性を向上させるために官民対話を促進し、サプライチェーンの多様化や生産・流通に関わる制約に対処すること
- 物品、取り分け救命に関わるものの輸出入を確保する努力を妨げるような貿易障壁を設けないこと
- ヘルスケア関連技術への投資にインセンティブを付与し、革新的な医療ソリューションを開発するための政策を強化し、疾病による経済的・社会的な負担を軽減すること

- 診断用製品、治療薬やワクチンの開発、ヘルスケアに関する基準の国際間調和、及びイノベーションの成果へのアクセスを妨げる貿易障壁の低減に関して、協力や情報共有を強化すること
- 働き方・働く場所に関し従来とは異なる、柔軟な対応を支援することによって生産性を向上させる環境を整備するとともに、これらの変化を促すためテレワークにおけるサイバーセキュリティを強化すること
- 中堅・中小・零細企業のデジタル化といった、イノベーションと強靱性向上に繋がるような分野への投資と政府支援を促進すること
- 効率化、特に日本においては、新設されるデジタル庁との緊密な連携の下で、ペーパーレス化によって効率性を向上させること
- 事業の強靱性・効率性や国民へのサービスの向上のためにデータの利活用を円滑にする政策を推進すると同時に、世界的な危機に対処するためのデータの活用において公益とプライバシーの適切なバランスを追求すること

## 2. 自由で公正なルールに基づく貿易システムと経済秩序を推進するとともに、これらの目的に向けた二国間及び多国間の経済関係を強化する政策を推奨する

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に各国政府による保護主義的な措置が世界的に広がっているが、両協議会は、経済成長を促進するためには、自由で公正なルールに基づく貿易システムが強化されなければならないと確信している。両協議会は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) は、日本および当該地域にとって重要であると認識している。また、我々は、日米貿易協定交渉の第二段階を待っているところであるが、両協議会は、第一段階を踏まえた交渉がなされ、幅広くかつ高水準で未来志向型の合意が結ばれることになるものと楽観視している。更に、両協議会は、両国政府に対して、欧州やインド太平洋地域の国々を含む他の有志国と、以下の点において緊密に協力することを奨励する。

- 世界経済に負の影響を及ぼすような貿易制限措置や管理貿易的条項については、地域的な多様性を確保することや、リスクの軽減に資するサプライチェーンを構築することを不必要に妨げるようなものも含めて、これを排除すること
- 新興技術及び基盤技術に関する投資審査制度と輸出管理は限定的なものとし、正当な国家安全保障上の考慮と経済成長の促進という政策的な要請をバランスさせること
- 米国の通商拡大法 232 条に基づく米国の輸入制限措置など、国家安全保障上の政策を過度に広く解釈した関税を撤廃すること
- WTO 並びにその他国際機関の改革、再活性化を進め、透明性、無差別原則、商取引の障壁低減を促進すること。これには WTO の紛争解決制度の実効性確保も含まれる。
- WTO における電子商取引に関する交渉の速やか且つ成功裏の妥結、及び環境物品や IT 製品に関する複数国間交渉の再開を目指すこと
- 市場機能を弱め、競争を歪めるような不公正な産業補助金に対処すること
- 知的財産権が世界における健康の促進、技術の進歩並びに感染症拡大への備えにとって重要な基盤であることを認識しつつ、生命科学のイノベーションのための権利を含めて知的財産権の保護を強化し、利用を促進すること
- サイバー攻撃に対する防御を行い、データローカライゼーション要求を排除する一方、国境を越えるデータの自由で安全な移動を促進すること
- 質の高いインフラ投資に関する G20 原則に則して、透明性を促進させ説明責任を向上させる形で第三国における開発ソリューションに関する官民連携を推進すること

### 3. コーポレートガバナンス、並びにダイバシティ、インクルージョン及びサステナビリティに関する目標へのコミットメントを強化・促進する

両協議会は、国際連合による持続可能な開発目標 (SDGs) に示されているように、持続可能で環境に配慮した成長と開発に関するベストプラクティスを推進するにあたって、日米の経済界がリーダーシップを発揮することが重要との認識で一致している。グローバルな共同体が抱えている課題は、政府による取り組みだけでは対処できない。したがって、我々は、日米両国の経済界による以下の対応が不可欠であると確信している。

- より良き社会に貢献するための持続可能な商慣行を貫くこと
- 様々なステークホルダーとの対話の機会を増やし、従来以上に説明責任を果たすこと
- 気候変動問題への対応に向けた取り組みについては、企業主導の技術革新に関するものも含め、有志国間の国際的な議論を主導するとともに、米国・日本・欧州諸国の政府に対して気候変動の緩和策と適応策を協調的、体系的且つ計画的なプロセスの中で共同して支援していくよう促すことを通じて、これを推進していくこと
- 投資家に対して、長期的な事業パフォーマンスにとって重要となる環境上、社会課題上並びにガバナンス上の適切な情報 (ESG 情報) が確実に提供されるようにすること
- 労働力、とりわけ経営者層における性、人種、民族の多様性について、それが深まれば深まるほどビジネスの業績向上のみならず、より健康的な職場や社会の実現にも貢献するという確固たる証拠に基づき、これを推進すること
- 女性及びマイノリティや十分に声が代表されていないコミュニティに対して、従来以上に手を差し伸べ、公平な機会を確保すること

新型コロナウイルスの影響とそれが加速させた趨勢は、公衆衛生のリスクが収まった後でも継続するであろう。この認識に基づき、デジタル経済、金融サービス、エネルギー・インフラストラクチャー、ヘルスケア・イノベーション、旅行・観光・交通に関する各分野の提言は、後掲の各章に記載の通りである。



## DIGITAL ECONOMY

未だに続く新型コロナウイルスの世界的大流行により、国際社会は前例のない難題に直面している。日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)は、日米両国政府に対し、日本、米国、そして第三国での経済の再生を支援するのみならず、我々が新型コロナウイルスに引き続き対処するに際して、より良い「ニューノーマル」の実現をも可能にするデジタルトランスフォーメーションを加速する政策とその法制化を継続的に推進することを推奨する。我々はこうした取り組みは、以下に焦点を置くべきものであると考える。

### 1. 自由なデータ流通の促進とデータ利活用の実現

両協議会はデータ利活用を促進する政策枠組みを引き続き推進する考えである。その意味において、両協議会は日米デジタル貿易協定が本年1月1日に発効したことを歓迎する。我々は同協定の高い水準がグローバルデジタル経済のモデルであることを再確認すると共に、その実現に向けた両政府の尽力を高く評価する。この協定が着実に実行されることが重要である一方、我々は日米両国政府が、G7、G20、OECD、APEC、WTOといった多国間フォーラムにおいて、データの自由な流通を促進するために、引き続き緊密に協力することを強く推奨する。

我々は、企業による自主規制を許容し、認証や業界の行動規範(コード)を活用し、相互運用性を向上させる枠組みを促進する両国政府の努力を支持する。我々は、2019年のG20大阪サミットで合意されたデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト(DFFT、信頼性のある自由なデータ流通)のような新しいコンセプトを通して、これらの諸原則が更に幅広く採用されるように、両国政府が努力することを奨励する。

さらに我々は、デジタル製品及びサービスに対する無差別待遇や、電子送信に対する関税不賦課の恒久化など、電子商取引に関する国際的なルール作りへのWTOによる作業が、商業的に意味のある成果をもたらすことを期待する。このような努力は、可能な限り包摂的なものであるべき一方で、将来の合意は高い水準を達成するものでなければならない。我々はCPTPP、日EU EPA、USMCAにおいて、開かれたグローバルなデータガバナンスのアーキテクチャーの設計を促進する努力がなされていると認識している。また我々は、第三者による強制的な技術移転をめぐる長年の課題解決に向けて、日米EUがより一層の緊密な協力を努力していることについても引き続き支持する。

### 2. プライバシーとデータ保護の強化

両協議会は、プライバシーとデータ保護の高度化を支援するような政策枠組みを引き続き推進する考えである。我々は、両国政府が多国間フォーラムにおいて、高水準のプライバシー保護を推進することも同様に推奨する。我々は、両国政府がAPEC越境プライバシールールシステムやOECDといった確立されたメカニズムを通じて、こうした諸原則を採用し、また第三国での採用も推進すべく、引き続き密接に協調することを奨励する。

加えて、我々は、米国政府に対し、消費者を保護し、混乱を招くような州法レベルのつぎはぎを排除するための連邦レベルのプライバシー法制を目指すことを推奨する。また日本政府に対しては、個人情報保護法の改正に際して、民間セクターと密接に協働することを推奨する。我々はまた、両政府に対し、引き続き両国のプライバシー法制の相互運用性を推進することを要請する。

### 3. 安全で信頼できる次世代情報通信インフラの整備と推進

両協議会は、5G技術は全ての産業セクターに亘ってイノベーションを可能にするとともに、新しい機会を創造するものと信じている。5Gネットワークの信頼性は経済安全保障上の観点から重要であるため、我々は、日米両国が密接に協力し、脆弱性の精緻な特定と分析や、国民が安心して利用できる5Gネットワークを構築するための先進的なセキュリティ技術の導入によって、同ネットワークの信頼性を維持していくべきであると認識している。

我々はまた、オープンで相互運用性のあるアーキテクチャーが経済安全保障を強化するためのキーとなる技術であると考えており、それは信頼できるベンダーを選択し、サプライチェーンを多様化することにより獲得されるものである。我々は日米両国政府に対し、明確な公共政策を作成することを要請する。それは国内外において、仮想的でオープンかつ相互運用可能な5G技術とソリューションの開発と自主的採用・利用を加速させることを目的としており、とりわけOpen Radio Access Network (O-RAN) 標準に関係するものである。更に我々は、両政府に対し、この技術の採用を加速することへのイニシアチブを取ることを要請する。それらを実行することで、企業に市場参入と競争の新たな機会が提供されることにより、費用対効果の高い柔軟性のある5Gネットワークの構築が可能になる。

我々はまた両政府に対し、有志国での類似の政策の採用において、引き続き協調し、重要な役割を果たしていくように要請する。これには信頼できるベンダーからのオープンで相互運用可能なアーキテクチャーの採用と、他市場での信頼性の高い5Gネットワークの構築を加速するための輸出信用機関を通じた継続的な必要資金の供給が含まれる。

### 4. 人工知能(AI)の利活用促進の努力

両協議会は、両国政府が、グローバルで、コンセンサスに基づく、産業界主導のAI標準の開発及び利用を通じて、AI技術の発展を促進することを推奨する。また、我々は、両国政府に対し、柔軟で、且つ透明、自発的で、多くのステークホルダーが関与するプロセスによって推進されるガバナンスの枠組みを構築し、推進することを推奨する。

この分野における両国政府のいかなる取組も、既存のルールや規制に留意すべきであるほか、AIガバナンスについて、リスクベースのアプローチを組み込むとともに、AIの開発・実装・利用のためにデータを収集・保持・処理する必要があることを踏まえたデータ保護体制を維持すべきである。また我々は、両国政府が、産業界及び市民社会と緊密に協働して、公正性、説明可能性、及び説明責任に関わる諸原則に焦点を当てたグローバルなリーダーシップの役割を果たすことを要請する。

その意味において、我々はOECDにおいて緊密な協力を続けることを期待するとともに、その設立目的が責任あるAIの開発と利活用の道標となることとされ、日米政府も参加する「AIに関するグローバル・パートナーシップ(GPAI)」の本年6月の立ち上げを称賛する。

### 5. 高まるサイバーリスクに対処するためのベストプラクティスと国際標準の奨励

両協議会は、サイバーリスクへの対処が、取り分け重要なインフラに関するものについて、日米の経済安全保障と国家安全保障にとって重要であると共に、二国間のデジタル貿易関係においても重要度が増しているものと認識している。両協議会は、日々進化するサイバーセキュリティの脅威を踏まえれば、これらの脅威

に対処するためには、規範的な規制よりもリスクベースのアプローチがより有効であると考えている。そのようなアプローチは少なくとも以下のようなものでなければならない。

- 双方政府の夫々のサイバーセキュリティ事案に対応する責任部局の能力を、産業界と共同で強化すること
- 特に官民の協力を通じ、国の管轄官庁、条約類、コンピュータ緊急対応チーム、重要なインフラ保全及びサイバー教育等に関して、サイバー対応能力の組織的構築(キャパシティ・ビルディング)を検討すること
- 既存の二国間協働メカニズムを強化し、もって電子ネットワークに悪影響を及ぼす悪意ある侵入や悪意あるコードの流布を特定・影響軽減を図ること
- サイバーセキュリティ・リスクの特定、防御、及びサイバーセキュリティ事案の検知、対応、復旧を行うためのコンセンサスベースの基準と、リスク管理のベストプラクティスに基づくリスクベース・アプローチについて、企業に採用させ、その事業領域において利用を促進させること
- 来るべき量子コンピュータ時代を見据え、セキュリティやプライバシーが確保できる暗号通信の開発を推進すること

また両協議会は、両国政府によるNISTサイバーセキュリティフレームワークとリスク管理と評価に関する国際標準化機構(ISO/IEC)の標準推進への努力、並びにAPECとのサイバーセキュリティ能力構築プログラムおよび米国国務省のデジタル・コネクティビティ及びサイバーセキュリティ・パートナーシップを通じて行う同様のプログラムに関する密接な連携への努力を支持する。

## 6. グローバルなデジタル課税に関するルール作りの加速

両協議会は、各国が一方向的にデジタル課税を導入することが、税務紛争を増加させるだけでなく、経済を委縮させかねないと危惧する。我々は、両国政府が、現在G20及びOECDで検討を進めているルール作りを加速させることや、秩序立った公平な税制の導入に確実な道筋を付けることについて、リーダーシップを取ることを要請する。

## 7. デジタルプラットフォーム/ICTの規制における二国間の調和の取れた相互運用可能なフレームワークの構築

両協議会は両国政府に対して、イノベーションと投資が促進されるようにすること、並びに重要な社会的目標と、デジタル製品やサービスが消費者にもたらす便益とのバランスを追求するように要請する。開かれた差別のない市場において最新のメディアサービスと技術をシームレスに活用・実装することにより、消費者が最上級のサービスを競争力のある価格で享受できるようになる。

翻って、我々の経済は、成長拡大、雇用創出、海外からの投資、そしてイノベーションから恩恵を受けている。不必要な規制要件は、イノベーションと投資を妨げ、競争を削ぎ、消費者に損害を与えるだけである。従って、両協議会は両国政府に対し、デジタルプラットフォーム/ICTの規制のいかなる変更にも際しても、透明性があり、予見可能な方法で実行されるように要請する。特に評価基準と合理的なレベルのコンプライアンス、報告基準に関しては、民間セクターおよび主要なステークホルダーと事前に対話を行うように願いたい。

## ENERGY AND INFRASTRUCTURE

米日経済協議会および日米経済協議会（以下「両協議会」）は、新型コロナウイルスの影響により世界のエネルギー需要が減少したことを踏まえた上で、今後の世界経済の持続的な発展のためには、エネルギー・インフラ部門がこのダメージから回復し、近代化される必要があるとのことで一致する。新型コロナウイルスによる影響はあるものの、両協議会は、エネルギー・トランジションの推進、デジタル・トランスフォーメーション及びイノベーションの応用、近代的且つ強靱なエネルギー・インフラの構築を通じて、気候変動問題へ引き続き取り組んでいく。加えて、両協議会は、経済と安全保障が相互の関連を益々強めており、新型コロナウイルスがこの関係を更に加速させたことを指摘する。このような状況下、両協議会としては、インド太平洋地域の安定と繁栄にとって、日米協力がかつてないほど重要となっていることを改めて強調するところである。

### コロナ禍からのエネルギー・インフラ分野の回復

両協議会は、新型コロナウイルス禍からのエネルギー・インフラ部門の回復が、今後の世界経済の持続的発展・維持に不可欠であることで一致する。世界のエネルギー需要はコロナ禍によって一時的に減少しているが、今後もエネルギー需要は世界経済の発展に伴い増加すると予想される。世界のエネルギー・インフラ部門は、想定される将来の経済発展及び成長に遅れを取らぬように、新型コロナウイルスのダメージから回復する必要がある。したがって、両協議会は、両国政府に対し、かかる回復を支援するために以下の政策を早急に検討することを要請する。

- 安全面を最大限考慮しつつ、エネルギー需要回復に向けた経済再開政策を継続すること
- 経済対策がエネルギー・トランジションの動きを減速させるのではなく、むしろ加速させるようなものとなるようにすること、そしてそれは日米両国においてだけでなく、第三国でもそうなるように促すこと
- エネルギー・インフラ部門の投資を活性化させ、コロナ禍の影響を相殺するためのインセンティブについて、オイル&ガス及び発電、送配電網に関するものも含め提供し、もって今後 5-10 年に亘るエネルギー・トランジションを促進すること
- 両国相互のエネルギー資源、設備、サービス供給者に対して引き続き開かれた市場及び競争機会を提供し、原産国や現地生産要請に基づく新たな差別的な措置を導入しないこと

### 気候変動に対応したエネルギー・ミックス

両協議会は、多様なクリーン・エネルギー技術の開発・実装を通じ、そして第三国との間のもも含めた国際協調を意識し、引き続き気候変動問題への取り組み及び低炭素社会の実現を約束する。同時に各国其々の固有事情に配慮するとともに現実的なアプローチで進める。我々は、両国政府に以下の方法による日米協力促進を求める。

- 日米両国において再生可能エネルギーが更に拡大していくような事業環境を整備し、そのためにサプライチェーンやエネルギー貯蔵と輸送、陸上・洋上風力発電、太陽光発電、更なるイノベーションを含

むエネルギー・インフラ部門全体を振興すると同時に、送配電網の柔軟性や強靱性を高め、それに対する公平なアクセスを確保すること

- 再生可能エネルギーの成長を支えるベースロード電源として、高効率の天然ガス・コンバインド・サイクル発電などのよりクリーンで安定的な電力発電を促進すること
- 重要な低炭素ベースロード電源である原子力発電の推進・開発を、小型モジュール炉を含む次世代原子炉などを通して行うとともに、廃炉に向けた日米協力の取組みを継続すること
- CO<sub>2</sub>-EOR、メタネーションなどの二酸化炭素回収・有効利用、カーボン・リサイクル技術が経済合理性のある形で実現されるよう研究開発と経済支援を継続すること
- 「水素社会」実現に向けて、より安全かつ妥当なコストのグリーン水素とブルー水素双方のサプライチェーンを構築すること、それに向け、水素ガスタービンや、燃料電池、輸送、あるいは様々な産業部門向けといった用途に対する水素需要に見合った水素供給を確保するため、日米で供給を奨励する政策的枠組みを構築すること

### デジタル・トランスフォーメーションとイノベーション

両協議会は、エネルギー・インフラ部門において、効率化、強靱化、付加価値向上のために、デジタル・トランスフォーメーションとイノベーションの必要性が高まっていると認識している。さらに、ポスト・コロナ社会のニーズに応えるためには、これまで以上の速度でデジタル化を推進していく必要があると考えている。同時に、デジタル技術や革新的技術の実装に伴い、セキュリティの重要性に関する懸念が増大していることも認識している。両協議会は、日米両政府が個別及び日米協力の枠組み双方を通じて以下の重要な目標を達成するための政策を採用することを提言する。

- より安価で高効率なバッテリーを含むエネルギー貯蔵やダイレクト・エアー・キャプチャーなど、エネルギー・インフラ部門における革新的技術の開発を加速すること
- 経済合理性と環境性能を両立した低炭素スマートシティを実現すること
- 同一地域内に分散する多様なエネルギー生産施設や貯蔵設備を効率的に管理・運用するデジタル技術の活用によりエネルギー及びインフラ・プロジェクトを統合すること
- 送配電網やその他スマート・エネルギー・ソリューションの安定性、強靱性、安全性、近代化に資する投資を促進すること
- 物理的接触が制限されるポスト・コロナ社会に向けた遠隔施設管理・保守システムなど、エネルギー・インフラ部門における革新的なデジタル技術の開発・実装を進めること
- 日米両国の強みを掛け合わせることで、重要インフラのサイバーセキュリティ対応力を強化すること

### インド太平洋地域の安定と繁栄

両協議会は、国際社会、特にインド太平洋地域の安定と繁栄の実現に向けた日米両国の貢献を引き続き支持する。この地域の安定と繁栄は、日米両国の国家安全保障とエネルギー安全保障にとっても重要であり、他の友好国及び有志国との連携の下で推進されるべきである。我々は、両国政府に対し、以下の支援を要請する。

- インド太平洋地域におけるシーレーン確保並びに透明性のある液化天然ガス(LNG)市場構築に向けた協力による米国産 LNG の輸出推進と、小規模 LNG 流通網を伴う浮体式 LNG 貯蔵・再ガス化設備や発電関連施設など同地域に LNG サプライチェーン構築を推進すること
- 自由で開かれたインド太平洋(FOIP)戦略、経済繁栄ネットワーク(EPN)、ブルー・ドット・ネットワーク(BDN)、日米戦略エネルギー・パートナーシップ(JUSEP)等の政府主導のプログラムやイニシアティブを更に具体化するとともにその関係性を整理し、質の高いインフラ促進に向けたこれらのプログラムやイニシアティブに関する官民協力・関与を強化すること

- コロナ禍の体験を通じ強化の必要性が明らかとなった一連の経済安全保障政策について日米協力を深化させると同時に、米国基幹電力系統保護に関する大統領令などが例となるこれら政策が日米両国及び有志国との協力関係に与える潜在的な影響について考慮すること
- 米国の国際開発金融公社(DFC)や日本の国際協力銀行(JBIC)などの日米政府系金融機関の運営資源と権限を拡大し、日米両国及びインド太平洋地域の有志国による政府主導の経済安全保障プログラムやイニシアティブに対する民間部門の参加を促進すること



日米経済協議会及び米日経済協議会(以下、「両協議会」)の金融サービス分科会は、「持続可能な社会の実現」、「金融デジタル・イノベーションの推進」、「高齢化社会への対応」の3つの分野における共同行動計画を承認した。

## 1. 持続可能な社会の実現

持続可能な社会の実現ならびに国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成にむけて、企業経営者は自らの意思決定がもたらす社会および環境への影響を考慮しなければならない。かかる努力において、金融業界は、サステナブルファイナンスを奨励し、従事すること、気候変動関連のリスク評価を意思決定に取り入れること、そしてインフラ金融に取り組むことによって、要となる役割を果たしている。これを踏まえ、両協議会は以下を推奨する。

- **サステナブルファイナンス**: 企業が、環境、社会、ガバナンス(ESG)を考慮して、財務上の意思決定を再評価する傾向が高まっている。両協議会は、両国の金融規制当局が官民対話に参加して、持続可能な社会への移行を触媒するためのイノベーションやその他の取り組みに対する資金供給に関して、公正かつ情報に基づく意思決定を促進する枠組みを確立することを推奨する。
- **気候変動問題への対応**: 気候変動やますます深刻化する自然災害が、経済ならびに金融の安定性を脅かす可能性がある。これを踏まえ、金融業界は、気候変動関連のリスク評価をビジネスや投資の意思決定に組み込むことによって、強靱性を構築することが重要である。両協議会は、気候変動に関連するリスクと機会に関する意思決定に役立つ情報の評価と開示を求める、Task Force on Climate-related Finance Disclosure (TCFD)による2017年の最終報告書を支持するとともに、投資家による十分な情報に基づいた意思決定を促すグローバル・スタンダードの策定と実施に向けた国際的な取り組みにつき、日米両国政府が協力してこれを主導することを要請する。
- **インフラ金融**: インフラは成長と繁栄の原動力であり、経済回復と強靱性の重要な要素である。両協議会は、日米両国政府に対し、インセンティブの付与、官民協調融資及びその他の政策措置等を通じて、インフラ投資を促進・奨励するためのベスト・プラクティスを共有し、実行するよう要請する。

## 2. 金融デジタル・イノベーションの推進

デジタル・イノベーションは金融業界における変革の触媒となる。これにより金融商品や金融サービスを効率的かつ、より幅広い顧客に提供できることになる。デジタル・イノベーションとその金融業界への適用は常に進化しており、イノベーションの便益を存分に活用しつつ、同時に生じるリスクを十分に軽減するためにも官民の協力は不可欠である。両協議会は、官民連携における日米協力について、以下の3点を推奨する。

- **公平な競争環境:** デジタルとビジネスのイノベーションにより、一連の金融サービスに様々な企業が関与することになる。効果的な金融規制の枠組みでは、誰が主体であるかにかかわらず、同一の活動に対して同一の規制や監督が適用されるべきである。このアクティビティベースの監督は、金融の安定と消費者保護を確保しつつ、競争とイノベーションを促進する。両協議会は、日米両国の金融規制当局に対し、アクティビティベースの監督を実施することを強く求め、これを主要な優先事項とみなしている。
- **デジタル通貨:** 両議会は、日米両国当局が中央銀行デジタル通貨に関する研究を積極的に行いつつ、他方で関連するセキュリティ上のリスクや既存の金融システムへの影響を慎重に考慮していることを評価する。両協議会は、世界的に取引されている2大通貨の発行者としての両者の間の協力を支持し、両国政府が他の有志国との間で関連する国際的な取り組みを主導するよう奨励する。
- **国際金融都市・東京:** 両協議会は、世界的な金融センターとして東京の地位を確立するための多面的な取り組みを支持するものであり、それが不透明な地政学的環境の中でリスクの分散化に有意義に貢献すると考えている。両協議会は、東京都(TMG)による金融イノベーションの促進及び海外のフィンテック企業誘致の努力、ならびに金融庁(FSA)による国内金融資本市場を改善するための措置をとることへのコミットメントを賞賛する。両協議会は、東京都及び金融庁に対し、競争力のある法人・個人に関わる税率も含め、東京の魅力を高めるための政策措置に関与し、これを唱道するよう求める。

### 3. 高齢化社会への対応

インド太平洋地域および世界各地において、高齢化問題は家計レベル、国家財政レベル双方の持続可能性を脅かしている。両協議会は、両国政府が産業界と協力して以下の重点分野における政策提言を策定し実施するよう要請する。

- **長期貯蓄:** 高齢化及び年金基金債務の増加に伴い、現在および将来の退職者の年金への懸念は、取り分け年金財政の持続可能性及び退職者の家計の安全という観点において、高まり続けている。両協議会は、官民が協力して、民間の退職貯蓄、フィナンシャル・プランニング、保険及び民間年金基金を通じたものを含めた長期貯蓄に関し、その他の資産蓄積のために設計された金融商品とともに、人々の認識を高め、動機付けしていくよう提言する。
- **高齢化と金融包摂:** ビジネスのイノベーションとデジタル化により、金融商品とサービスはより身近で手頃なものとなりつつある。しかしながら、技術や金融に関するリテラシーがなければ、消費者はこれらの恩恵を享受することができず、金融システムから排除されてしまう。技術と金融リテラシーは今後数十年間の金融包摂拡大にとって必須であり続けることから、両協議会は、取り分け社会的な弱者のために、リテラシー向上に向けた官民協力を奨励する。
- **政策の枠組み:** 最後に、両協議会は、社会に存在する長期的な保険、投資、及び退職資金ニーズを保険会社や他の金融機関が支援することを妨げない政策及び規制の枠組みの採用を強く求める。これには、世界、国及び法域レベルで保険会社に適切な資本金基準を設定し、金融の安定性と透明性との間で適切なバランスをとること、および長期の保険商品と貯蓄商品を消費者が引き続き広く利用できるように確保することが含まれる。

## HEALTHCARE INNOVATION

米日経済協議会と日米経済協議会（以下「両協議会」）の前回の共同声明から多くのことが変化した。2019年9月には、誰もウイルスの大流行がもたらす世界的な経済への影響など想定していなかった。しかし、一年後の今、世界各国の経済がぐらついている。その中で、医療提供者は自らを危険にさらしつつも患者のケアのために尽くし、世界のトップ科学者たちは治療法やワクチンを諦めることなく追求している。

COVID-19の危機は、政府と産業界の相互依存関係を、国内、海外双方で浮き彫りにしている。革新的な医療従事者と医療システム行政の長年にわたる協力体制が、このパンデミックへの前例のない迅速な対応を可能にしたが、これは相当なリソースがなければ達成できなかったであろう。バイオ医療産業が科学者をパンデミック対応に振り向け、サプライチェーンを維持し、製造・流通能力を高め、臨床試験を記録的な速さで開始することができたのは、日本や米国のような国がイノベーションに報いた結果である。とりわけ革新的な医療機器、がん治療薬、自己免疫疾患治療薬、抗炎症治療薬、糖尿病治療薬から得られる平常時の事業収益が、ヘルスケア産業をして未だに治療法が見つからない疾患に対する医療に取り組み、非常時に対応することを可能にしているのである。このモデルは、私たちの医療制度の持続可能性を確保し、イノベーションを守るために、維持・強化されなければならない。医療支出を単なる費用ではなく投資として認識することが重要である。

日米両国政府に向けた両議会による以下の提言は、日米両国双方の経済を強化し、医療イノベーションを促進することを目的としたものである。日米両国民は、最新の革新的な医療技術とバイオ医薬品による治療に対するアクセスを持っているべきである。日米両国は医療イノベーションの世界的リーダーであり、両議会は、我々の競争優位性を維持するために、これらの産業を創出してきた諸システムを維持・強化することが重要であることを強調する。

### COVID-19 対応と治療へのアクセス

- 両国対象: 開発、生産、流通技術について民間企業間のパートナーシップを促進する政策を追求し、ワクチンと治療薬の製造を迅速にスケールアップするという課題に対応すること。これには、民間企業間での知的財産権の効率的かつ迅速なライセンス契約を許容する政策整備が含まれる。
- 両国対象: 産業界と緊密に協働し、必要な安全性に関する規制を遵守しつつも、COVID-19対応技術の迅速な承認と流通に対する障害の特定、除去にコミットすること。これら障害とは、不必要な規制要件、承認遅延、その他の貿易関連の障壁を含む。
- 両国対象: 国際医療規制当局連合(ICMRA)との強力な協力関係を継続し、レギュラトリー・リライアンス(他国規制体系等に依拠すること)、レギュラトリー・レコグニション(他国の規制体系を認知すること)の例外的な適用を含めた、規制当局間の協力を促進する手段を探究すること。
- 両国対象: 感染症による緊急事態への備えを改善するための日米政府間の協力を強化すること。これには、感染症に対する新技術を評価するガイドラインを伴う迅速承認の枠組み、緊急事態における公衆衛生関連品の調達協力プロセスが含まれる。

- 両国対象:緊急時のサプライチェーン上の課題に対する協働対応体制の構築、及び輸出規制や二国間貿易制限の排除にコミットすること。後者の制限等は、両国の患者への医療アクセスと関連産業に深刻な損害をもたらすものである。また、COVID-19のような新たな世界的公衆衛生危機への対応には、重要な国際的側面があることを認識し、グローバルなサプライチェーンの運用を維持することにコミットすること。一国に過度に依存する問題は、信頼できる貿易ネットワークの対応により緩和することができる。
- 両国対象:COVID-19ワクチンの承認・配備に合わせて、COVID-19ワクチンに関する事実と安全性について国民に啓発し、ワクチンに慎重な人々の活動による誤情報を払拭するための全国的な広報キャンペーンを実施すること。
- 日本国対象:平常時と緊急時の感染症対策を統括する感染症対策の司令塔を設置する。
- 日本国対象:産業界と緊密に協議し、産業界が是々非々の状況に応じた戦略を編み出し、リソースの重複回避、主要な医療製品へのタイムリーなアクセス実現に向けて行っている努力を支援する。

## イノベーションの価値

- 両国対象:患者の診断と治療を改善する新たな医療の進歩のために、日本の C 1/C 2 保険料算定プロセスと米国のメディケアの適用範囲、コーディング、支払いプロセスの継続的な評価を促す。
- 両国対象:WTO の「知的財産権の貿易関連側面に関する協定 (TRIPS)」やその他の協定の下で規定されている、知的財産権を含む国際的なルールに基づいた貿易システムの役割を強化すること。イノベーションに適切な価値をつける重要性を認識し、同時に他の貿易パートナーに高水準の知的財産権を推進するに資する、幅広くかつ高水準で未来志向型の二国間貿易合意を最終化すること。
- 日本国対象:COVID-19 の影響を考慮すると、2021 年 4 月に予定されている薬価改定は実施すべきではないと考える。
- 日本国対象:医薬品の開発者及び革新的技術の考案者に適正な報酬が支払われ、製薬企業が新薬開発に投資できるようにするため薬価制度を見直すこと。
- 日本国対象:医療機器の価格改定メカニズム(改定時期、改定方式を含む)の安定性を維持しつつ、より透明性の高いものとするための方策を検討し、機能分類の統合を含む改定プロセスについて協議する。
- 日本国対象:医薬品、ワクチン、原薬(API)製造拠点に対する研究開発インセンティブを維持・強化すること。
- 日本国対象:日本におけるいかなる医療技術評価 (HTA) または費用対効果評価 (CEA) も、患者のアクセスを遅らせたり、医師の選択を制限したりしないようにすること。臨床試験の有効性と比較して、製品の実際の有効性を評価するために、市場投入後分析を行うことを検討すること。
- 米国対象:国際参照価格制度の提案については、イノベーションの価値を適正に反映しておらず、次世代の治療法やワクチンへの持続的な研究開発投資を阻害することになるため、これを中止すること。

## 臨床・規制・法制度の強化

- 両国対象:政策提言は、予測可能で透明性のある公共政策環境に基づいて行われるべきである。これにより、関係者は、ルールや規制の策定に有意義に参加することができ、細胞治療や遺伝子治療の承認審査のためのリソース拡大やクラウドベースの申請プラットフォームの構築など、新技術を市場に投入するための効率的なプロセスを選好することができる。
- 両国対象:オンラインでの被験者登録や、可能であればオンラインでの診察の活用など、バーチャル臨床試験のためのインフラ整備を推進すること。
- 日本国対象:規制、価格設定、保険償還価格の諸制度が、既存の治療法の新たな適用手法開発に関連するイノベーションを反映すること。
- 日本国対象:医療機器の新規ライセンス及びライセンス更新のためのオンライン登録プロセスに向けて取り組むこと。
- 日本国対象:アンメットニーズ(未だに治療法が見つかっていない疾患に対する医療へのニーズ)の高い

分野での研究を奨励するために、既存の治療法の新たな適用手法に対する規制上のデータ保護体制を確立する。

### 医療支出の効率性と有効性の向上

- 両国対象: 医薬品及び医療機器への支出は長期的にみて医療費の削減に貢献することを認識すること。
- 両国対象: 医療機器や医薬品の価格制度については、それら価格が患者にとっての成果や利便性といったような価値とともに、医療制度においてはより広い社会全体の中でのコスト・オフセット(費用相殺)などの価値に合わせて価格を調整するものとなるよう追求すること。
- 日本国対象: 革新的な高価格の医薬品は、最新の医薬品へのアクセスを保証するために、公的保険でカバーされるべきである。さらに、社会保障制度の持続可能性を確保するために、医薬品の給付の重点化をはかること。
- 日本国対象: ジェネリック医薬品の使用促進と薬剤使用の適正化により、医療費・介護費の適正化を図ること。
- 米国対象: 細胞治療や遺伝子治療のような先進的な治療に対して、より適切な対価を提供者に支払うための、価値に基づく評価の適用を奨励すること。

### 予防対策の奨励

- 両国対象: 健康食品や栄養補助食品などの機能性食品のエビデンスに基づく健康上の利点を認識し、当該利点を公衆衛生促進のために伝えることができるようにすること。
- 両国対象: 両国で「健康経営」が促進されるよう企業の自主的な取り組みを支援し、奨励すること。
- 日本国対象: 予防接種促進政策を採用し、予防に関するイノベーションの社会的価値がより大きく認知されるようにすること。
- 日本国対象: 乳がん検診の受診率を向上させるなど、予防の観点から新しい検診方法のイノベーションや政策を推進すること。

### デジタルヘルスの利用促進

- 両国対象: デジタル療法と医療におけるデジタル化を受容、推進し、患者、医療提供者並びに医療制度に対し付加価値を提供すること。デジタルソリューションの収益化と保険償還の促進に資する政策と規制環境を構築すること。デジタル療法の開発と普及を加速させること。
- 両国対象: 研究目的での健康・医療情報の利用に対する理解と信頼を得るための普及啓発キャンペーンを実施すること。
- 両国対象: ゲノム情報を含むライフコースデータの収集・活用のための環境を整備するとともに、プライバシーが保護される方法で、これらデータの民間企業との共有を可能とする枠組みを作ること。
- 日本国対象: 個人を起点とする健康管理・予防を推進するために、民間企業の PHR(パーソナルヘルスレコード)の整備を通じて、個人が自らのライフコースデータにアクセスし、活用できる環境を整えること。
- 日本国対象: 国の主導のもと、データの互換性を確保するためのデータ変換技術を開発・導入し、医療データの標準化を推進すること。
- 米国対象: 処方薬使用料法(PDUFA)の再承認準備(議論)では、例えば臨床試験参加者のより効果的なモニタリングといった、臨床試験におけるデジタル技術の推進を探求すべきである。
- 米国対象: 米国の政策は、消費者向けデジタルヘルス製品につき、特に非都市部や十分な医療サービスを受けられない環境において、その相互運用可能性を促進し、利用拡大を奨励するものであるべきである。



## TRAVEL, TOURISM AND TRANSPORTATION

旅行・観光そして交通分野は近年日米両国にとって経済成長の重要な牽引役となってきた。しかしながら2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は各国の社会と経済に激震を走らせ、これら分野の消費者需要は大きく減少している。国連世界観光機関(UNWTO)によると、2020年は昨年度比で60%~80%の国際観光需要の減少となる可能性があり、地域経済や数百万という雇用への影響が危惧されている。日米両国への外国人旅行客数も同様に大きく減少するなか、ロックダウンや自宅待機令等の影響により国内観光需要も大きく収縮している。

日米経済協議会および米日経済協議会(以下「両協議会」)は、国と旅行・観光業界が連携して対応することが重要との認識の下、かかる業界がコロナ禍による危機的状況乗り越えポスト・コロナに向けて成長し続けることを確かなものとするために両国政府に対して以下の提言をする。我々はこうした取り組みが来年に延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2025年大阪・関西万博に向けて進行中の諸施策を支援するのみならず、コロナ禍の結果として旅行・観光・交通の在り方に起きるであろう長期的変化への対応にも寄与するものと信じている。

### 1. 旅行・観光・交通バリューチェーンの保護

旅行・観光・交通産業は、多様性に富んでおり中小企業が多い。また、相互依存性が高いということも特徴として挙げられ、一分野の危機的事象が観光産業のバリューチェーン全体に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。したがって、バリューチェーンの中の相互に関連している部分を調整するとともに、バリューチェーンを保護する為の直接的・間接的な支援が必要となる。

航空業界では、各国の渡航規制等により今春、世界中で昨年比の80%以上の旅客便減便となった。これらの措置は、貨物輸送業者がコロナ禍への対応とその後の復興に必要な医療機器、個人用保護具(PPE)、医薬品、腐敗しやすい物品などの重要物資を効果的に輸送することの妨げとなっている。更に、旅客便の減少によってパイロットの配備が妨げられ、重要な航空郵送を担う貨物輸送機の能力を削いでいる。両協議会としては、両国政府に対し、発着枠規制の緩和や着陸料・航空燃料税の減免を含む航空業界への支援を維持することを要請する。また、国際民間航空機関(ICAO)は、航空機の運用を制約することの極小化及び航空便の運航を持続することの確保、空路経由での新型コロナウイルスの感染拡大の防止、可能な限り「新型コロナウイルスのない職場環境」を目指す措置を通じた乗組員の健康と安全の保護等を追求する「パブリック・ヘルス・コリドー」コンセプトを導入しているが、両国政府においてもこうした民間の取り組みを支援することを要望する。両国政府は、航空会社が相矛盾する入国審査規制に服するようなことにならないよう協力すべきである。国際民間航空機関(ICAO)附属文書9で定める航空輸送円滑化委員会も、可能なかぎりかかる規則や指針文書を公表するべきであり、かつそれは他の輸送業界も含む、公衆衛生上の危機により影響を受ける全てのセクターに対して適用可能な形で行われるべきである。

また、両協議会は、両国政府が広い範囲の産業に対して支援を広げることを要望し、そこにはインバウンドの観光客流入の突然の途絶の為に深刻な影響が及んでいる宿泊業も含まれる。中小企業は、例えば事業継続のための財務面での支援を必要としているだけでなく、分かり易い形での公衆衛生上の指針も必要としている。

コロナ禍によってもたらされた課題を踏まえると、両協議会は、ホテルだけでなく住宅宿泊(民泊)事業者も軽症者、海外からの帰国者、医療従事者、隔離中の個人なども収容するために動員することが重要と考える。日本においては、住宅宿泊事業法が施行された2018年以降、宿泊用の民泊利用は増加し続けている。したがって、日本の関係省庁は民泊をコロナ対策に資する新たな社会インフラとして認知すべきである。

## 2. 安全・安心な旅行・観光・交通の実現

両協議会は、国際的な人の往来再開に向けた両国政府の取り組みを評価する一方、旅行者の安全と安心を十分に確保にするためには依然として対応すべき事項が多く残っている。両協議会は、両国政府が公衆衛生当局者とともに、引続き民間セクターと協力して旅行者の安全・安心のためのベスト・プラクティスと指針を推進し、移動のデジタル化も推進していくことを要望する。

例えば、デジタル識別信号は、地域の感染率や、マスクおよび手洗いの必要性に関する情報を提供することができ、雑踏の管理において監視カメラと組み合わせて使用することもできる。両協議会は、旅行者が今後増加する事を見据えて、政府が健康状態の文書化や効果的な接触者追跡のためのシステムを、従来の技術からデジタル・ソリューションに亘って幅広く確立・拡充して、感染拡大の抑制と新型コロナウイルスの更なる再急増を防止するとともに、公衆衛生とプライバシー双方の保護を容易にすることを奨励する。このような情報は、観光地の風評リスク管理にも有用である。両協議会は、旅行者及び接客サービス産業従事者双方の安全・安心を確保する為の情報インフラ構築に向けた両国政府間の協力の重要性を強調する。

## 3. 業界改革及び新常态(ニューノーマル)の実施

今次コロナ禍は消費者行動に永続的な影響を与え、コンタクトレス決済への移行加速や衛生に対する強い拘りがもたらされることが想定される。両協議会は、両国政府が、取引の混乱を極小化し、円滑且つ協調的な改革イニシアティブを通じて、インバウンド、アウトバウンドの取引を活発化させることにより、経済成長を促進することを期待する。

消費決済におけるキャッシュレス決済比率を2025年までに40%にまで引き上げるという日本政府が掲げる目標に関し、両協議会は、日本が近距離通信規格(NFC) Type A/Bの標準を構築すべきであると推奨する。これらの規格はニューヨークやロンドン、シドニーなどの大都市圏で既に広く実装されており、両協議会としては、日本政府が民間部門の関係者との継続的な対話を通じて現実的な解決法を主導することを要望する。

コロナ禍の結果として日常生活とビジネスが直近激変したことを踏まえると、電子商取引は取り分け感染拡大によって打撃を受けた数百万の小規模事業者にとって生命線になるということが証明されたといえる。この傾向はコロナの終息後も継続すると見られるため、政府は、投資を促進する競争促進的な法律や規制を通じて、国境を越えるものを含めて電子商取引を促進すべきである。政府はまた、公共と民間の配達サービス間の平等な取り扱いを確保すべきである。両協議会は、両国政府が、重要な医療物資供給や他の

時限性の高い出荷を含むエクスプレス配送に関する WTO 貿易円滑化協定の条項に関し改めて責任を果たすとともに、取り分け低価格製品に対する通関手続き簡素化を加速すること、新たな輸入障壁・輸出制限・その他の貿易障壁を回避することを要望する。

さらに、両協議会は、ポスト・コロナ時代における新たな輸送交通手段を創造することの重要性も認識している。例えば、自動運転技術や、ロボットやドローンを利用した配送システム、ビッグデータを活用した効率的な輸送システムといった革新的な技術は、スマートシティの開発や、交通渋滞、人手不足、環境問題といった日米両国が共通に抱える社会課題解決に対しても貢献する。例えば、米日両国では、ビッグデータを活用して、事前確定運賃や変動迎車料金などの新しいタクシー料金が試行されている。両協議会はこれらの試みを支援するとともに、両国政府に対し多くの産業を跨いでデジタル技術の社会実装を推進していくことを要請する。加えて、新しい技術の社会実装においては安全性と社会から受け容れられることが死活的に重要であることを踏まえ、両協議会は両国政府がそのイニシアティブを地域のコミュニティに対してもよく連繋していくことを推奨する。